特別区制度調査会に関する規程

平成22年4月12日 規程第28号

(目的)

第1条 公益財団法人特別区協議会定款第4条第1項第1号に定める特別区の自治に関する調査研究に資するため、特別区制度調査会(以下「制度調査会」という。)を設置する。

(調査研究事業)

- 第2条 制度調査会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 特別区の自治に関する調査研究及びその結果の公表
 - (2) 公私の機関からの調査研究依頼に対する意見の提出
 - (3) その他制度調査会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

- **第3条** 制度調査会は、学識経験を有する者のうちから、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 前項の理事長が委嘱する委員は、12名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

- 第5条 制度調査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、制度調査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代行する。

(運営)

- 第6条 制度調査会は、会長が招集する。
- 2 制度調査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 3 制度調査会に、第2条に定める事業を行うための小委員会を置くことができる。
- 4 小委員会の構成及び小委員会委員は、制度調査会の承認を得て、会長が定める。
- 5 小委員会は、その成果物を制度調査会に報告するものとする。

(専門委員)

- 第7条 制度調査会に、必要に応じ、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員の委嘱は、委員の推薦を得て、理事長が行う。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門事項の調査研究にあたる。
- 4 専門委員の任期は、前項の調査研究が終了するまでとし、**2**年以内とする。ただし、再任を妨 げない。

(謝礼)

第8条 制度調査会の委員及び専門委員へは、別に定める基準により、謝礼を支払う。

(庶務)

第9条 制度調査会の庶務は、事業部調査研究課が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、常務理事が別に定める。ただし、制度調査会の運営に関し必要な事項は、会長が制度調査会に諮って定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。